佐賀県公用車任意保険契約入札条件書

１　契約の名称　佐賀県公用車任意保険契約

２　保険申込人　佐賀県

３　契約期間　　令和9年1月1日午後4時から令和10年1月1日午後4時まで

４　対象車両及び対象車両運転者

（1）対象車両

佐賀県管理下の全車両（入札公告時点679台）。

ただし、災害・危機対応以外の目的で他者に貸し付け、佐賀県職員が使用しない車両を除く。

（2）対象車両運転者

佐賀県職員及び請負契約又は委任契約もしくはこれらに類似の契約に基づき佐賀県の業務に従事する者、並びに災害・危機対応時において災害・危機関連業務に従事する国・地方公共団体職員。

５　保険内容

以下の条件を満たす自動車損害保険とする。

（1）使用約款

契約する自動車の所有、使用又は管理に起因した対人事故及び対物事故に係る法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償及び同事故に係る示談交渉業務が速やかに行われる自動車保険約款に限る。

（2）加入条件及び割引率

契約区分は、フリート契約とし、適用料率は各社が定める料率（フリート割引・割増）によるものとする。

ア　料率審査日　　令和9年1月1日

イ　適用期間　　上記3「契約期間」に記載の期間

（3）担保内容

ア　対人賠償責任保険：無制限

イ　対物賠償責任保険：最高限度額200万円（免責額なし）

ウ　示談交渉サービス付き

（4）特約条項

以下の条件を付帯する。

なお、下記特約条項以外で対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険の補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。

ア　対人臨時費用不担保特約

イ　自損事故危険不担保特約

ウ　無保険車傷害危険不担保特約

エ　搭乗者傷害保険不担保特約

オ　自損事故・単独事故等で相手がいない事故により、公用車に同乗中の被保険者以外の第三者への賠償は、自賠責並びに対人賠償保険で対応するものとする特約。

カ　保険契約開始後、佐賀県の管理下に入った中途取得自動車は、その時点で補償を開始する特約。

キ　保険契約開始後に取得する自動車の報告については、中途取得後1か月以上の猶予を提供する特約。

ク　契約期間中、月毎の増車、減車、車両入替時の事務を簡素化する特約。

ケ　総務事務センターが管理する本庁共用車（入札時点75台）を対象としたロードサービスを付帯する特約。

コ　任意保険加入契約締結後の加入自動車に異動（新規加入、廃車等）があった場合の保険料の精算（保険料の支払い等）方法について、契約期間終了後に一括清算を行うものであること。

なお、本規定は保険期間開始時点で、上記4（1）「対象車両」の対象車両台数からの増減がある場合に準用する。

（5）事故受付

24時間365日、一般の電話及び携帯電話等からかけることができる事故受付のフリーダイヤルを有し、ファクシミリでの事故受付が可能なこと。

（6）安全運転講習会

契約期間中、無償で下記の交通安全講習会を開催すること。

ア　対象者　　佐賀県職員

イ　対象職員数　約200人

ウ　開催場所　　佐賀県内の総務事務センターが指定する場所

エ　上記4（2）「対象車両運転者」に安全運転を周知徹底するため、佐賀県管理下の車両の事故傾向を研修内容に加えた研修テキストを作成し、交通安全講習会参加者に対し配布すること。

オ　交通安全に関する専門講師による講義とする。

（7）保険料支払方法

一括払いとする。

6　附属書類

佐賀県公用車任意保険加入車両一覧（R9.1.1 加入予定車両一覧）